

第4章

防災指令拠点施設の整備方針

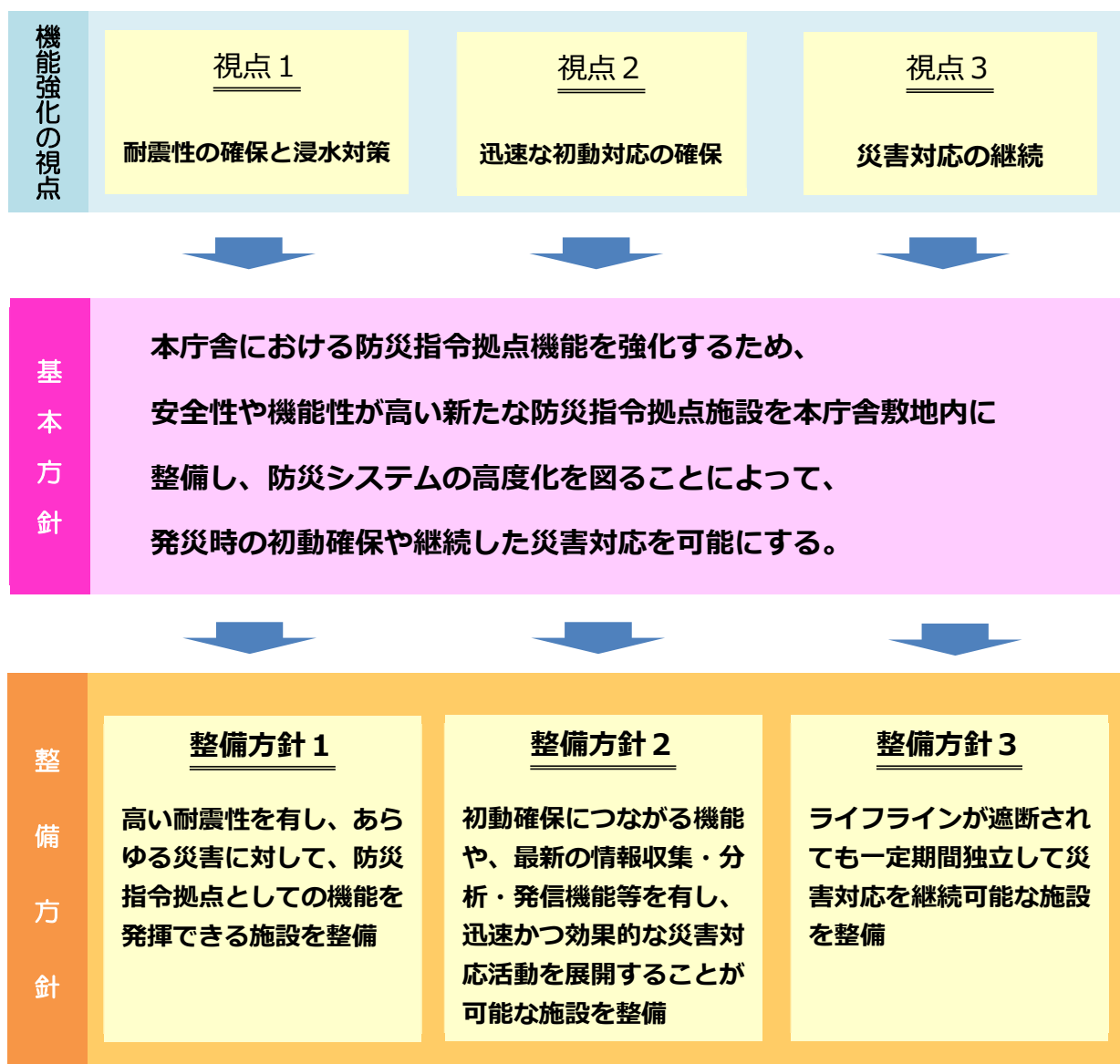
4-1. 整備方針の考え方

①前提となる考え方

本庁舎においては、新たな設備の導入、必要スペースの確保が困難であることから、本庁舎敷地内に新たな防災指令拠点施設を整備し、「耐震性の確保と浸水対策」、「迅速な初動対応の確保」、「災害対応の継続」の3つの視点のもと、機能強化を図ります。

②整備方針の設定

機能強化の視点と基本方針を踏まえ、以下に示す3つを新たな防災指令拠点施設の整備方針とします。



4-2. 整備方針

①整備方針1. 耐震性の確保と浸水対策のための整備方針

耐震性の確保と浸水対策のための整備方針を以下に設定します。

整備方針1 高い耐震性を有し、あらゆる災害に対して、防災指令拠点としての機能を発揮できる施設を整備

◇大規模地震にも耐えるための機能・設備（例示）

【耐震性】

- 耐震性能の基準として国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における最高水準の安全性確保を検討することが必要です。
- 地震時の機器転倒・破損対策や速やかな業務継続を図るため、免震設備等の導入を検討することが必要です。

新たな防災指令拠点施設における耐震性の目標

【構造体】大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能を確保（指標：I類）

【非構造部材】大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能を確保（指標：A類）

【建築設備】大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続（指標：甲類）

◇水害に備えるための機能・設備（例示）

【浸水対策】

- 災害対応に係る主要な諸室や機械・電気設備等について、水害に備えた配置等を検討することが必要です。

②整備方針2. 迅速な初動対応の確保のための整備方針

迅速な初動対応の確保のための整備方針を以下に設定します。

整備方針2 初動確保につながる機能や、最新の情報収集・分析・発信機能等を有し、迅速かつ効果的な災害対応活動を展開することが可能な施設を整備

◇災害対策本部等に必要な機能・設備（例示）

【災害対策本部】

- 災害対策本部の専用室を設け、必要な資機材の常設を検討することが必要です。

【協働スペース】

- 大規模災害時には外部機関からの応援者を含めた災害対応要員が集結することが想定されるため、協働スペースの整備を検討することが必要です。

【情報共有・分析】

- 災害対応に従事する職員が市民からの通報内容と対応状況、被災現場の状況等を情報共有し、連携を図ることができるシステムの導入を検討することが必要です。
- 災害対策本部の意思決定を支援するため、気象情報や現場の状況などを分析するシステムの導入を検討することが必要です。

◇災害時の通信・情報発信を可能にするための機能・設備（例示）

【通信回線の多重化】

- 災害に強い通信ネットワークを確保するため、通信回線の多ルート化を検討することが必要です。

③整備方針3. 災害対応の継続のための整備方針

災害対応の継続のための整備方針を以下に設定します。

整備方針3 ライフラインが遮断されても一定期間独立して災害対応を継続可能な施設を整備

◇災害に強い機能・設備（例示）

【電力】

- 停電が発生した際に、一定期間電力供給を可能にする非常用発電設備等の電力供給機器の導入を検討することが必要です。
- 複数の電力供給源を確保するため、無停電電源装置等の導入を検討することが必要です。

【排水】

- 下水道機能の停止に対応するための排水設備の導入を検討することが必要です。

【水・備蓄】

- 上水が遮断された際の水源を確保するための設備の導入を検討することが必要です。
- 災害対応要員のための食料・飲料水等の備蓄を確保するとともに、市民のための調達物資等の一次集積も可能な基幹型防災倉庫の整備を検討することが必要です。